

第4回定例会議事日程（第4号）

- 第 1 議案第30号 いちき串木野市健康増進センター豊楽館条例を廃止する条例の制定について
- 第 2 議案第31号 財産の無償譲渡について
- 第 3 議案第32号 財産の無償貸付について
- 第 4 国特予算議案第2号 令和2年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 介特予算議案第2号 令和2年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 後特予算議案第2号 令和2年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願について
- 第 8 議案第33号 いちき串木野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第34号 八房川河川区域内の公有水面埋立てについて
- 第10 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書採択を求める請願について
- 第11 予算議案第5号 令和2年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）
- 追加日程第1 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 追加日程第2 意見書案第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書の提出について
- 第12 議案第35号 公立学校情報機器の購入について
- 第13 議案第36号 令和元年度いちき串木野市一般会計決算認定について
- 第14 議案第37号 令和元年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定について
- 第15 議案第38号 令和元年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 第16 議案第39号 令和元年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計決算認定について
- 第17 議案第40号 令和元年度いちき串木野市介護保険特別会計決算認定について
- 第18 議案第41号 令和元年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第19 議案第42号 令和元年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第20 議案第43号 令和元年度いちき串木野市水道事業会計決算認定について
- 第21 議会改革推進特別委員会の中間報告について
- 第22 閉会中の継続審査について
- 第23 閉会中の継続調査について
- 第24 議員派遣について

本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

本会議第4号（9月23日）（水曜）

出席議員 15名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	西別府治君
4番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
5番	平石耕二君	13番	原口政敏君
6番	中村敏彦君	14番	（欠員）
7番	大六野一美君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	福谷和也君
補	佐	石元謙吾君	主	任	橋之口健志君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財政課	長	出水喜三彦君
副市	長	中屋謙治君	市来支所	長	橋口昭彦君
教育	長	有村孝君	教委総務課	長	瀬川大君
総務課	長	東浩二君	消防	長	若松勝司君
政策課	長	北山修君			

令和2年9月23日午前10時00分開議

△開 議

○議長（下迫田良信君） これより本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（下迫田良信君） まず、報告いたします。

監査委員から報告のあった7月分の例月出納検査の結果及び監査報告第1号並びに市長から報告のあった令和元年度いちき串木野市健全化判断比率について及び令和元年度いちき串木野市資金不足比率について、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第11

議案第30号～予算議案第5号一括上程

○議長（下迫田良信君） それでは、日程第1、議案第30号から日程第11、予算議案第5号までを一括して議題といたします。

まず、総務厚生委員長の報告を求めます。

[総務厚生委員長福田清宏君登壇]

○総務厚生委員長（福田清宏君） おはようございます。

私ども総務厚生委員会に付託されました案件は、単行議案3件、予算議案4件、請願1件、継続審査の陳情1件の計9件であります。

去る9月9日に委員会を開催し、陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第30号いちき串木野市健康増進センター豊楽館条例を廃止する条例の制定についてであります。

本案は、健康増進センター豊楽館について民間譲渡を行うにあたり、用途を廃止するため条例を廃止しようとするものであります。

説明によりますと、豊楽館は平成12年から生きがい対策事業の通所事業として開始し、現在は介護保険の介護予防サービスを市直営で提供している。ま

た、令和3年1月1日で市直営の施設は廃止となるが、年内は民間移管への引継ぎ等に必要な期間を除き開所する予定とのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号財産の無償譲渡についてであります。

本案は、健康増進センター豊楽館の建物を無償譲渡することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、譲渡する建物は木造スレートぶき平屋建て168.93平方メートル、譲渡の相手方はいちき串木野市東島平町7888番地1 鎗流馬住宅A号、合同会社健康づくり研究所代表社員花田直樹。

事業の用途は、譲り受けた建物を通所型サービスAや介護予防、健康増進等に使用すること、譲渡の時期は令和3年1月1日とのことであります。

委員の中から、「コロナ禍で経済が落ち込む中、市民福祉の向上のためにも継続して経営できるように注視する必要がある」との意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号財産の無償貸付についてであります。

本案は、健康増進センター豊楽館の土地を無償貸付けすることについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、貸付け面積は174.29平方メートル、貸付けの期間は令和3年1月1日から令和12年12月31日までの10年間で、経営を安定させるための支援と、市民への健康増進等の取組に対する支援として10年間無償で貸付けするものであり、免除する貸付額は年間5万9,000円、10年間で総額59万円になるとのことであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第5号令和2年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23億1,655万2,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223億5,020万2,000円とするほか、第2条で地方債を補正するものであります。

それでは、まず歳入の主なるものについて申し上げます。

10款地方交付税は、1億6,788万8,000円を追加するものであります。

説明によりますと、今年度の普通交付税の交付決定額は47億3,259万4,000円で、臨時財政対策債の決定額は3億1,425万1,000円とのことであります。

14款国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、1,868万4,000円の追加であります。

この交付金を活用して新たに単独事業3事業を実施するほか、補助事業として2事業に充当するとの説明であります。

15款県支出金の総務費県補助金264万9,000円は、鹿児島県地域振興推進事業の事業費決定等に伴う追加であります。

18款繰入金は、ふるさと寄附金基金繰入金2,420万円の追加が主なるものであります。

19款繰越金1億8,700万円は、前年度繰越金の追加であります。今回の補正により、令和元年度の実質収支額3億7,328万8,000円の全額を計上することとなります。

21款市債8,021万7,000円は、各事業債等の追加であります。

令和2年度末の市債残高の見込みは212億6,394万6,000円で、このうち交付税措置見込額は125億1,106万5,000円で交付税措置率は58.8%になる。また、合併特例事業債の活用額は82億3,300万円で活用率は100%になるとの説明であります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費1項総務管理費3目電子計算機管理費の高度無線環境整備推進事業1,933万4,000円は、コロナ禍における新たな生活様式の普及を促進するため、川上地区及び大里地区の一部に高速ブロードバンドを整備するための補助金の計上であります。

説明によりますと、国の政策に基づき市内全世帯へのブロードバンド環境を整備するもので、今回こ

れまで整備されていなかった基幹道路3か所、総延長10キロメートルを整備することにより、市内全体の整備率が99.44%になるとのこととなります。

同じく2款総務費1項9目企業立地対策費のIT企業立地可能性調査事業費500万円は、IT関連企業の誘致促進を図るため、立地可能性調査及び立地候補地の選定等を行うための委託料の計上であります。

委員の中から、「可能性の調査も大事だが、IT関連企業とのコンタクトに力を注ぎ、積極的な誘致に努めてもらいたい」との意見が述べられたのであります。

同じく2款総務費1項9目企業立地対策費の脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業1,000万円は、卒FIT電源の地域活用モデル及び交流センターを拠点とした地域交通の脱炭素型事業を検討するための委託料の計上であります。

説明によりますと、交流センターに太陽光発電設備や蓄電池、または電気自動車を導入した場合を仮定し災害時の非常用電源として、また、日常生活の地域交通に活用できないかを検討することとなります。

同じく2款総務費1項10目共生協働推進費の中央交流センター改修事業1,991万円は、中央地区のまちづくり拠点施設として、1階部分に事務室や調理室の新設等の改修を行うための工事費の追加であります。

委員の中から、「建設後既に50年以上を経過しており、今後も改修等が見込まれる。既存の施設をできるだけ活用するという考えであるが、今後については十分検討する必要がある」との意見が述べられたのであります。

同じく2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業費259万円は、個人番号カードのさらなる普及促進のため、市内事業所や公民館等へ出張して交付申請等を行うための報酬の計上が主なるものであります。

3款民生費1項3目老人福祉費の地域介護基盤整備事業864万円は、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを低減するため、気圧を低くした居室である

陰圧室を設置する機器をグループホームさくらの丘が整備するための補助金の計上であります。

この陰圧室は、室内の空気や空気感染による可能性のある細菌が外部に流出しないように気圧を低くした病室であり、新型コロナウイルスの感染が疑われる方がこの陰圧室に入ること、ウイルスが病室外に漏れるのを防ぐことができるとの説明であります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費の妊産婦総合対策事業191万1,000円は、新型コロナウイルス感染症への懸念から子育て世代包括支援センター等の相談窓口への訪問をちゅうちょする妊産婦等を対象として、ビデオ通話によるオンラインでの個別相談、保健指導等を行える環境を整備するための委託料の計上が主なるものであります。

現在、年間24回実施している母子健康相談や妊産婦等への健康指導などに活用をしていく、との説明であります。

9款消防費1項5目災害対策費の雨量計測システム整備事業2,543万6,000円は、雨量計測地点を新たに3か所増やして9か所にするほか、既存システムの更新など防災対策強化のための委託料の計上が主なるものであります。

次に、第2条地方債の補正は、合併特例事業債など6事業債及び臨時財政対策債の変更を行うものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第2号令和2年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ63万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億453万7,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において8款諸支出金で県支出金返還金63万9,000円を追加するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第2号令和2年度いちき串木

野市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4,451万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,849万8,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において7款諸支出金で国庫支出金等返還金4,451万1,000円を追加するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第2号令和2年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ77万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,296万4,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において2款後期高齢者医療広域連合納付金73億5,000円の追加、3款諸支出金で一般会計繰入金返還金3万9,000円の計上であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願についてであります。

本案は、いちき串木野市別府3672、上迫田守氏から提出されたものであります。請願の趣旨は、地方自治体は社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、より複雑化した行政需要への対応が求められている中で、人材不足は深刻化しており、さらには新型コロナウイルス感染症対策や大規模災害に対する防災・減災の実施など、緊急な対応を要する課題に直面している。

こうした地方への財源対応については、国のいわゆる骨太方針に基づき行われているが、現下の新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済にも大きな影響が及び、地方税の減収による一般財源の激減が予想されることから、2021年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を適格に見

積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を求めるものであります。

本案は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で総務厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

読み違いがありますので訂正させていただきます。

後特予算議案第2号です。補正の内容は歳出において2款後期高齢者医療広域連合納付金、73万5,000円の追加を73億と申し上げたようでございますので、訂正させていただきます。

○議長（下迫田良信君） これから総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入りますが、予算議案第5号については2常任委員長の報告に対する質疑が終結するまで保留いたしますので、御了承願います。

まず、議案第30号いちき串木野市健康増進センター豊楽館条例を廃止する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号財産の無償譲渡について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第32号財産の無償貸付について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、国特予算議案第2号令和2年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第2号令和2年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第2号令和2年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は採択されました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長田中和矢君登壇〕

○産業教育委員長（田中和矢君） 私ども産業教育委員会に付託されました案件は、単行議案2件、予算議案1件、請願1件の計4件であります。

去る9月10日に委員会を開催し、審査が終了いたしましたので、その審査結果の概要と結果について、御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち付託案件に関する現地調査を実施いたしました。

まず、議案第33号いちき串木野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、児童数の減少に伴い、冠岳小学校を令和2年度末で廃止するため改正しようとするものであります。

説明によりますと、今回の改正により本市の小学校数は8校となる。また、冠岳地区は生福小学校の通学区域に編入することとあります。

審査の中で、廃校後の跡地利用について質したと

ころ、「現在、冠嶽芸術文化村構想推進事業の中でも地域の方々とともに芸術文化活動に活用できないか検討していただくことになっており、できるだけ早い時期に地域の活性化や持続可能性などの観点から総合的に判断し決定していきたい」との答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号八房川河川区域内の公有水面埋立てについてであります。

本案は、八房川河川区域内の公有水面550.30平方メートルを埋め立てることについて、鹿児島県知事に同意する意見を述べるにつき、公有水面埋立法の規定に基づいて、議会の議決を求められたものであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第5号令和2年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳入の主なるものであります。

15款県支出金は、農業基盤整備促進事業費385万円の追加が主なるものであります。

17款寄附金は、ふるさと納税寄附金18億円の追加であります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

6款農林水産業費の農業施設維持費は、農業施設改修事業3,410万円の追加で、緊急自然災害防止対策債を活用し、老朽化して現在使用されていない頭首工等の撤去及び改修をするとの説明であります。

同じく、農林水産業費の緑の交流空間施設管理費は、観音ヶ池市民の森周辺整備事業562万2,000円の計上であります。

説明によりますと、観音ヶ池市民の森にテーブルベンチを2か所、案内板を2基設置する計画とのこととあります。

委員の中から、「さらなる来場者の誘致を行うということで分かりやすいのは当然だが、ほかのところにはないようなもので集客を狙えるよう工夫してもらいたい」との意見が述べられたのであります。

7款商工費の食のまち推進費は、ふるさと納税推

進事業18億円の追加で、当初、寄附の受入れ見込額を12億円としていたが、4月以降の寄附金受入れ状況及び今後の寄附受入れ見込みを勘案し、今年度のふるさと納税寄附金の受入れ目標を30億円としたとの説明であります。

同じく商工費の観光費は、「くるくるMOMI J Iバス」運行事業96万8,000円の計上であります。コロナ禍においても影響が少ない個人・小グループの旅行需要に対応するため、紅葉シーズンに合わせ、串木野駅から冠嶽方面への観光バスを臨時運行することにより誘客促進を図り、併せて市内のバス業者の経営支援につなげるとのことで、11月21日から12月6日の16日間に1日3便、計48便を運行予定との説明であります。

10款教育費の文化振興費は、串木野城跡環境整備事業329万1,000円の計上であります。

説明によりますと、本市を含む県内9市の麓が日本遺産「薩摩の武士が生きた町」に認定されたことを受けて、本市の文化財の核となる串木野城跡の城内及び周辺の自然環境を活かした散策路等を整備することにより、市の観光資源としての活用、情報発信を図ろうとするものであるとのことであります。

審査の中で、「令和元年5月の認定以降の観光客の状況はどうだったのか」と質したところ、「観光案内所や濱田酒造の金山私学校が企画するまち歩きなどにより大型バスの乗り入れもあり、地道に増えている」との答弁であります。

本案は、付託分について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2021年度政府予算に係る意見書採択を求める請願についてであります。

本件は、いちき串木野市大里4001の3、石神斉也氏から提出されたものであります。

請願の趣旨は、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するために、教材研究や事業準備の時間を十分に確保することと、学校の働き方改革を実現するために教職員定数改善が欠かせないこと、国の施策として定数

改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこでも一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であること。また、離島、山間部の多い本県では複式学級が多く、教育の機会均等が保障されているとは言えないため、複式学級の解消を求めるものであります。

こうした観点から、35人以下学級の推進、義務教育費国庫負担制度の負担割合の復元、教育の機会均等を保障するために複式学級を解消することなどについて、国に対し意見書の提出を求めるものであります。

審査の中で、「新型コロナウイルスの影響で失業者が増えて、教育への支出が減少するおそれがあるので、今後さらに教育費の確保が重要である」など請願趣旨に賛同する意見が述べられたのであります。

本件は、全会一致で採択すべきものと決しました。以上で産業教育委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○1番（吉留良三君） ふるさと納税について1点だけ伺います。

コロナ禍で市内産業への影響と税収の動向が大変心配されておりますけれども、今の報告では本市財政に大きく寄与しているふるさと納税が18億円もプラスして補正がなされております。どのような見通しなのかを伺います。あわせて、生活スタイルの見直しと言われる中ですけれども、返礼品の選択の動向など変化があれば教えてください。

○産業教育委員長（田中和矢君） 骨子は先ほど産業教育委員長報告でお話ししましたとおりですが、具体的なことについて、今お尋ねの件は委員会で質疑がなされました。その際、食のまちづくり推進課長の答弁によりますと、簡単に言いますが、昨年度の寄附受入額は13億7,000万円でした、今年度の当初予算で12億円だったけれども、質問にありましたようにコロナ禍で大変な状況で、消費力が弱まったりいろいろとありましたが、4月はびっくりするぐ

らの対前年度比4.1倍、それから、今年の5月から8月も2倍、4月から8月はコロナ禍の最も大変な時期ですが累計でも対前年度比2.3倍というようなことでこのようなことを勘案しまして、ふるさと納税寄附金の受入れ目標額を18億円増額補正して30億円にしたということでもあります。

それと、もう1点お尋ねは、返礼品等のことで特徴的な何かあるかということでしたが、委員からそのことも御質問がありました。

その回答としては、審査の中で返礼品は現在400から450品目であるそうですが、例年のとおりハムとか焼酎とかそういったようなものが変わらなくあったんですが、一つ特徴的なこととしては、西薩工業団地内にサンクスフーズという会社があって、その焼き鳥串というのがふるさとチョイスのサイトの中で、これが二十四、五万店あるそうですが、一時期はこれの中で全国トップを取ったというような報告もなされております。

今後もしいろいろとパートナー企業と御相談した上で、新しい商品の提案もしていきたいということでした。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

まず、議案第33号いちき串木野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号八房川河川区域内の公有水面埋立について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るため2021年度政府予算に係る意見書採択を求める請願について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は採択されました。

これより、保留いたしておりました予算議案第5号について討論・採決に入ります。

予算議案第5号令和2年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時58分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、総務厚生委員長から、意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書について及び産業教育委員長から、意見書案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2021年度政府予算に係る意見書の提出についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について及び意見書案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2021年度政府予算に係る意見書の提出についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

△追加日程第1 意見書案第2号

○議長（下迫田良信君） まず、追加日程第1、意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

総務厚生委員長の趣旨説明を求めます。

〔総務厚生委員長福田清宏君登壇〕

○総務厚生委員長（福田清宏君） ただいま議題とされました意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

今、地方自治体は、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められており、さらには新型コロナウイルス感染症対策や大規模災害に対応する防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方への財源対応については、国のいわゆる骨太方針に基づき行われているものの、現下の新型コロナウイルス感染症による地方経済への影響

は大きく、地方税の減収による一般財源の激減が予想されるため、2021年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが重要な課題であります。

このようなことから、政府関係機関に対し、次の事項を求める意見書を提出しようとするものであります。

1、社会保障制度、防災・減災対策、環境対策、地域交通政策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。とりわけ、子育て、地域医療・介護制度の充実、児童虐待防止や生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材確保のための財政措置を的確に行うこと。

2、新型コロナウイルス対策として、政府が新たに予算化した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、2020年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度の予算においても国の責任において十分な財政を確保すること。

3、地方交付税における業務改革の取組等の成果を反映した算定、いわゆるトップランナー方式は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なうことから、このような算定方式の廃止・縮小を行うこと。

4、2020年度から始まった会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行い、国において十分な財政措置を図ること。

5、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、人口割の是正を行うなど、林業需要の高い自治体への譲与額を増額する制度を検討すること。

6、地域間の財政偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国から地方への税源移譲を行うこと。また、各種税制の廃止・変更を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営

に支障が生じることのないよう対応を図ること。

7、地方交付税の財源保障及び財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

8、まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財政確保を図ること。また、依然として前年度を超える4兆5,000億円強の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提案いたします。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（下迫田良信君） これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。これから討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△追加日程第2 意見書案第3号

○議長（下迫田良信君） 次に、追加日程第2、意見書案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を図るための2021年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

産業教育委員長の趣旨説明を求めます。

〔産業教育委員長田中和矢君登壇〕

○産業教育委員長（田中和矢君） ただいま議題とされました意見書案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2021年

度政府予算に係る意見書について、趣旨説明を申し上げます。

学校現場における課題が山積している中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であり、そのためには教職員定数改善が欠かせません。

また、義務教育費国庫負担制度については、厳しい財政の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であります。

このようなことから、政府関係機関に対し、次の事項を求める意見書を提出しようとするものであります。

1、OECD諸国並みの豊かな教育を整備するために、35人以下学級を推進すること。

2、学校施設、教材、図書、安全対策などの子どもたちの教育環境において自治体格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

3、離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。また、学校統廃合については、地域や保護者の意見を尊重して対処すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提案いたします。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（下迫田良信君） これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。これから討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第35号

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第12、議案第35号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 今回、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号公立学校情報機器の購入についてであります。

公立学校情報機器の購入については、去る8月27日に指名競争入札を執行いたしました。その結果、購入価格1億175万円で、鹿児島市中町3番11号、株式会社エム・エム・シー代表取締役桜井浩二を落札業者と決定し仮契約を締結しましたので、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これより質疑に入ります。

議案第35号公立学校情報機器の購入について、質疑はありませんか。

○9番（中里純人君） 仮契約書の資料はいただいたんですが、この事業の詳しい内容を説明願います。

○教委総務課長（瀬川 大君） 今回の公立学校情報機器購入事業でございますが、まず、今回一人1台パソコン端末の購入ということで、1,832台のパソコンを購入することといたしております。あと、それに加えて、既存のパソコンを利用する部分も出てきますので、その教材ソフトウェアのライセンスの変更等を行いたいと思っております。

さらに、パソコンの運用端末サポート保証といたしまして、端末のサポート支援とか障害時の端末の再設定とかトラブル対応等に対応するために、5年

間の補償を行いたいというふうに思っているところです。

今回は主にパソコン端末の購入が主ということになっております。

○9番（中里純人君） この仮契約書に、納入場所はいちき串木野市日出町地内ほかとありますが、この学校に設置されるのかお伺いします。

○教委総務課長（瀬川 大君） 今回新たに購入するパソコンを整備する小中学校といたしましては、串木野小学校、照島小学校、羽島小学校、生福小学校、市来小学校、串木野中学校、羽島中学校、生冠中学校、市来中学校を予定しているところであります。小学校5校、中学校4校です。

残りの旭小学校、荒川小学校、川上小学校、串木野西中学校につきましては、既存の端末を利用していきたいということで、現在、小学校等のパソコン室に配備されているパソコン等を集めまして、配置替えを行うというふうに行っているところでございます。

○9番（中里純人君） この旭、荒川等の学校は、全く同等の仕様のパソコンであるのかということと、あと落札率は幾らぐらいだったのか伺います。

○教委総務課長（瀬川 大君） 今回、旭小学校とか荒川小学校に導入するパソコンにつきましては、これまで各小中学校のパソコン室に配備されていたパソコンを利用するもので、規格といたしましては今回購入するパソコンよりも上の規格になります。

○財政課長（出水喜三彦君） 落札率のお話でございました。物品購入等の契約に係る入札結果につきましては、予定価格を公表してございませんので、落札率についても申し上げられないというところでございます。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

○4番（田中和矢君） 今、同僚議員から、割合、詳しいことをお聞きなされて大体分かったんですが、金額とか契約先とか1,832台の台数とか分かりましたが、このパソコンのメーカーはどこになるんですか。そして、メーカーがもし仮に幾つかあるとすれば、その互換性とかそういったものはスムーズにいくのかどうかをお尋ねします。

○教委総務課長（瀬川 大君） 今回購入いたしますパソコンはChromebookというパソコンを予定しております。GoogleのChrome OSを利用したパソコンでございます。クラウドを利用する型でございます。

互換性はあるのかということですが、基本的に各学校それぞれにその種類のパソコンを配置いたしますので、その学校ごと問題はないというふうに思います。

学校間は、Zoomとかそういうソフトは双方に使えますので、問題はないというふうに思います。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

なお、ただいま議題となっている議案第35号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

△日程第13～日程第20

議案第36号～議案第43号一括上程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第13、議案第36号から日程第20、議案第43号までを一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 次に、令和元年度の決算認定議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年度一般会計及び特別会計の決算については、先に会計管理者から決算書の提出がありましたので、監査委員の審査に付し、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を得るため提案するものであります。

令和元年度の我が国の経済は海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用、所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復している状況にあります。一方、人口減少や少子高齢化の急速な進展は、我が国経済が直面する最大の壁となっており、経済再生なくして財政健全化なしの基本方針の下、経済再生と財政健全化に一体的に取り組んでいるところであります。

本市においても極めて厳しい財政状況となることが予想される中、さらに積極的な行財政改革に取り組む一方で、いちき串木野市第2次総合計画において、食のまち、環境維新、国際化推進、ひとづくりの四つをまちづくりの重点プログラムに掲げ、将来の都市像である「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」を目指し、国の財政措置を活用しながら各種施策に取り組んでまいりました。

令和元年度の本市の主要事業としましては、新学校給食センター建設や新浜西住宅建設など、長年の継続事業が完成を見たほか、都市基盤の根幹となる麓土地区画整理や都心平江線などの地域間ネットワーク道路の整備など従来からの継続事業に加え、3歳から5歳児の幼児教育・保育の無償化や、産婦健康診査など少子化対策、子育て支援のための事業、小学校空調設備や学校パソコンの整備など教育環境の充実のための事業を実施したところであります。

さらに、企業誘致補助、冠嶽芸術文化村構想推進、移住定住促進、観音ヶ池市民の森周辺整備、ふるさと納税推進などの地域活性化のための事業、地域公共交通網形成計画に基づくいきいきバス、タクシーの見直し、住宅リフォーム補助など市民生活の各方面にわたる事業を実施しております。

また、災害対策本部機能及び防災備蓄倉庫を備えた防災センターの整備や総合防災訓練など、市民の安心・安全確保のための事業を実施し、おおむね所期の成果を収めた上で令和元年度の全ての会計で収支の均衡を保つことができました。

本市の財政は、今後人口減少による収支減や普通交付税の合併算定替の廃止など、厳しい状況が見込まれます。また、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大により、現下の我が国経済への影響は甚大となっており、大きな変化に直面する中で、新たな時代を見据えて社会的、経済的に大きな変革が求められております。

今後の財政運営に当たりましては、これまで以上に事業の選択と集中を実践するとともに、こうした社会変革を的確に捉えながら、健全財政運営を維持しなければならないと考えております。今後とも市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、各会計の決算状況について説明を申し上げます。

まず、議案第36号令和元年度いちき串木野市一般会計決算認定について申し上げます。

決算の収支状況は、収入済額186億9,299万1,379円、支出済額181億9,979万3,674円で、歳入歳出差引額は4億9,319万7,705円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額5,803万7,000円及び継続費繰越額6,187万2,000円を差し引きますと、実質収支額は3億7,328万8,705円となり、同額を翌年度へ繰り越すものであります。

令和元年度の歳入決算額は、予算現額に対し6億107万621円の減、前年度と比較すると6.3%の増で、繰入金、市債が大幅な増となっております。

歳出では4億9,675万3,000円を翌年度に繰り越して5億9,751万5,326円の不用額が生じ、歳出決算額は前年度と比較すると6.0%の増であります。

性質別の増減を見ますと、義務的経費のうち人件費は減となりましたが、扶助費及び公債費は増となっております。投資的経費のうち普通建設事業費は、学校給食センターや防災センターの建設に伴い大幅な増、物件費はふるさと納税寄附金の減少に伴い減

となっております。

次に、議案第37号令和元年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定について申し上げます。

決算の収支状況は、収入済額40億2,570万6,564円、支出済額39億4,944万1,178円で、歳入歳出差引額は7,626万5,386円となり、同額を翌年度へ繰り越すものであります。令和元年度は、引き続き生活習慣病重症化予防対策や地区単位で受診率向上を目指す健康づくり事業を行うなど、保健事業に重点的に取り組み、医療費の抑制を図るとともに、国民健康保険税の収納率向上に努めております。

次に、議案第38号令和元年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

令和2年4月に地方公営企業法を適用し打切り決算となっており、決算の収支状況は収入済額8億784万8,604円、支出済額7億9,185万735円で、歳入歳出差引額は1,599万7,869円となり、同額を令和2年度下水道事業会計へ引き継いでおります。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額5,000円を差し引きますと、実質収支額は1,599万2,869円となります。令和元年度は串木野クリーンセンター水処理施設の電気設備に係る長寿命化事業のほか、ストックマネジメント事業計画策定などを実施しております。

次に、議案第39号令和元年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計決算認定について申し上げます。

決算の収支状況は、収入済額、支出済額共に20万4,389円で、歳入歳出同額であります。地方卸売市場の売上高は年々減少傾向で非常に厳しい経営状況となっており、前年度に引き続き使用料を免除しております。

次に、議案第40号令和元年度いちき串木野市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

決算の収支状況は収入済額36億2,212万4,395円、支出済額35億6,376万3,341円で、歳入歳出差引額は5,836万1,054円となり、同額を翌年度へ繰り越すものであります。令和元年度は引き続き介護予防・日常生活支援総合事業として、高齢者元気度アップポイント事業及びころぼん体操などを行うとともに、

在宅医療・介護の連携推進や生活支援コーディネーターの配置など、地域包括ケアシステムの構築を図る取組を実施しております。

次に、議案第41号令和元年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計決算認定について申し上げます。

公共下水道事業特別会計と同様に、令和2年4月に地方公営企業法を適用し打切り決算となっており、決算の収支状況は収入済額1,814万9,008円、支出済額1,551万8,557円で、歳入歳出差引き額は263万451円となり、同額を令和2年度下水道事業会計へ引き継いでおります。

次に、議案第42号令和元年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

決算の収支状況は、収入済額4億2,710万313円、支出済額4億2,632万4,611円で、歳入歳出差引き額は77万5,702円となり、同額を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、企業会計の決算について説明を申し上げます。

企業会計の決算につきましては、監査委員の審査に付し、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を得るため提案するものであります。

議案第43号令和元年度いちき串木野市水道事業会計決算認定について申し上げます。

水道事業では令和元年度から料金改定、隔月検針を実施しており、水道事業会計の収支状況は、収益的収支において収益的収入額5億9,728万8,779円、収益的支出額5億8,842万741円、収支差引き886万8,038円の当年度純利益を生じております。

次に、資本的収支は資本的収入額2億5,922万7,113円、資本的支出額5億2,737万8,139円で、収支差引き2億6,815万1,026円の収入不足となり、この不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,647万9,108円、過年度分損益勘定留保資金9,506万7,801円及び当年度分損益勘定留保資金1億4,660万4,117円をもって補填しました。令和元年度は、河内地区、木場迫・門前地区等の配水管布設替工事を実施しております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、

認定していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これより質疑に入ります。

まず、議案第36号令和元年度いちき串木野市一般会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号令和元年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号令和元年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号令和元年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号令和元年度いちき串木野市介護保険特別会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号令和元年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号令和元年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号令和元年度いちき串木野市水道事業会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、これで

質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっている議案第36号から議案第43号までの議案8件については、議長及び中里純人監査委員を除く議員13名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にすることとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号から議案第43号までの議案8件につきましては、議長及び中里純人監査委員を除く議員13名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時57分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、決算審査特別委員会委員長に東育代議員が、副委員長に松崎幹夫議員が選任されましたので、報告いたします。

△日程第21 議会改革推進特別委員会の中間報告について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第21、議会改革推進特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会改革推進特別委員会で調査研究中の案件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告の申出がありますので、これを許可します。

〔議会改革推進特別委員長東 育代君登壇〕

○議会改革推進特別委員長（東 育代君） ただいまから、議会改革推進特別委員会の中間報告をいたします。

令和2年3月27日に当委員会が設置されて以来、1、議員定数及び議員報酬について、2、タブレット

端末の導入、ペーパーレスについて、3、大規模災害対応指針の策定について、以上3項目について調査研究を進めてまいりました。

第7回特別委員会において、項目ごとの結論及び方向性を決定し、かつ早急に対処すべき事由等があることから、本定例会において中間報告を行うことを決定したところであります。

お手元に配付いたしました議会改革推進特別委員会中間報告書の写しを御覧ください。

まず、1、初めには、正副委員長の互選結果のほか、中間報告に至った経緯等について述べてあります。2、委員会における審査・調査等の経緯では、第1回から第8回までの委員会審査の内容を、3、調査事項については、項目ごとの結論、方向性、指針等の策定など、決定事項を記載してあります。そして4、新たな調査事項の選定については、今後、当委員会において協議を進めていくべき四つの項目を新たに選定し、調査研究を進めることを決定しております。

それでは、3ページ以降の報告資料を基に詳細な説明を申し上げます。

1、議員定数と議員報酬についてであります。

まず、議員定数については、結論としては議員定数16人は適正といたしております。調査によると、鹿児島県内及び九州管内並びに全国の人口2万5,000人から3万人までの類似市と比較したところ、本市の議員定数は平均値以下であることを確認いたしております。

さらに、委員の意見として、1、合併以降22人から18人、そして16人と定数削減に努めており、これ以上定数を少なくするといろいろな考え方が議会に反映されず、議会活動に影響が出てくる。2、定数を確保し、執行部側と対等の立場で意見を言うべきである。3、議会活性化や市民の議会参画を考えれば、市民が納得できる定数を何らかの形で担保することが必要などの意見が出されたところで、調査に基づく検討、そして協議を経て判断をいたしましたところであります。

次に、議員報酬については、結論としては議員報酬は現状維持といたしております。

調査によると、九州管内及び全国の類似市との比較では議員報酬額にかなりの差があり、鹿児島県内の市議会議員報酬の水準は著しく低く抑えられている状況にあります。宮崎県西都市人口2万9,000人との比較では議員報酬月額で6万8,000円の差や、和歌山県有田市人口2万8,000人との比較では13万9,000円もの差があることを確認しております。

さらに、委員の意見として、1、市民から議員に立候補したくても報酬が低く家族が養えないとの声がある。2、議員の成り手不足を考慮し活動に見合った報酬となれば将来的には引き上げるべき。3、広く市民の中から様々な職種の方や意欲を持った若い年代の方に議会へ参画してもらうには、議員年金等も考慮しながら将来的には報酬引上げの議論も必要。4、兼業ではなく議員報酬だけで働いていることを考えれば報酬は引き上げるべきなど、増額改定が必要である旨の意見が多く出されております。

その他の意見として、1、現在のコロナ禍の中では、この任期中は現状維持がよいのではないかと。2、本市の財政状況を考えれば、報酬改定は難しいのではないかなど、市の実情等を考慮して増額改定は现阶段では行うべきではないとする意見、さらには、議員報酬改定議案について特別職報酬等審議会の決定は尊重すべきとの報酬改定議案の議決の在り方や、考え方に関する意見も出されたところであります。

最終的には増額改定が必要との意見が多数あるものの、今回は議員報酬は現状維持と判断するとともに、いちき串木野市及び市議会の将来を見据えて、附帯意見を添えて報告するといったところであります。なお、附帯意見の内容は、現状として本市を含めた鹿児島県全体の議員報酬は全国各地と比較して大幅に低い水準に抑えられている。隣接の宮崎県や熊本県と比較してもその差は非常に大きく、早急な見直しが必要である。また、本市のみならず全国的にも課題とされている地方議会議員の成り手不足問題も深刻で、立候補に踏み切れない理由の一つに議員報酬の低さが挙げられている。

今後、課題解決に向けた議論を進めるとともに、適切な議会運営の推進、議員活動の活性化等を考慮するならば、議員報酬の見直しについて真剣に検討

すべきであるとしております。

次に、2、タブレット端末の導入、ペーパーレスについてであります。

お手元の報告資料2を御覧ください。

これまで委員会では、県内他市のタブレット端末の導入、利用状況のほか、ペーパーレス化による費用対効果などについて調査・研究を行ってまいりました。平成24年度導入の霧島市をはじめとして、指宿市、曾於市、薩摩川内市、南さつま市と、県内では既に5市がタブレット端末を導入しております。

タブレット導入により、メリット、デメリット、ペーパーレス化の対象などの調査を行うとともに、特に導入に伴う費用対効果が一番の課題と捉え、機種や閲覧アプリ、ペーパーレス項目、導入台数などについて、効果額に着目した調査と協議を行ってまいりました。

このようなことから、5ページ上段にあります、これまでの協議内容のまとめ、方針、方向性のとおり、①タブレット端末については、今後、導入に向けて進めていくこと、②タブレット端末を活用するためにも議場及び庁舎内のみならず、自宅や外出先においてもインターネットに接続できる環境整備が不可欠であること。③端末の使用やペーパーレスの項目等については、新たに設置するタブレット導入推進委員会で協議を進めること。④取組の参考とするため、県内先進地の視察研修を行うこと。以上の四つの事項を決定したところであります。

5ページ下段には、タブレット導入推進委員会について記載してあります。タブレット端末の導入に向けて詳細事項を調査・研究するための委員会で、中村敏彦委員、瀨田尚委員、福田清宏委員、そして私、東の4名で進めてまいります。

次に、3、大規模災害対応指針の策定についてであります。

お手元の報告資料3を御覧ください。

まず、1、制定の趣旨であります。

本市においては昨年度、梅雨前線豪雨により大里川の堤防が決壊、また、本年7月の集中豪雨では農地や河川など甚大な被害に見舞われております。災害発生以降、議員としてどう行動すべきかなどを定

める行動指針の必要性を強く感じたことに加え、議会としても早急な対応が必要ではないかとの委員からの意見や考え等を踏まえ、異常気象等による大規模災害への備えとして、いちき串木野市議会大規模災害対応指針及びいちき串木野市議会大規模災害対応行動マニュアルを新たに定めることを決定したところであります。

なお、策定に当たっては議会運営委員会が先進地として視察した福岡県飯塚市議会や九州管内を中心とした先進地の取組状況等を参考にして、調査・研究を行っております。

2、基本方針では、(1) いちき串木野市災害対策本部が災害対応に全力で専念し、応急活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、大局的な見地から必要な協力、支援を行うこと。(2) 大規模災害時においても議決機関としての議会機能の維持に努めること。(3) 国、県、関係公共機関等に適宜適切な要望活動を行い、市の復旧復興の取組をバックアップすること。(4) 公益的な応援体制が必要と判断したときは、関係自治体の議会と積極的に連携すること。以上、四つを掲げております。

さらに、想定される大規模災害として風水害、地震・津波、原子力災害、特殊災害のほか、そのほかでは新型インフルエンザ及び新型コロナウイルスなどの感染症を規定しております。

8ページ以降の、いちき串木野市議会大規模災害対応行動マニュアルに関しては、災害が発生してからおおむね24時間が経過するまでを初動期とし、災害からおおよそ1週間以内を初動期経過後と位置づけ、議員及び議会の対応を定めております。

さらに、本会議や委員会の開会中に災害が発生した際の対応等についても規定したほか、最終ページには緊急時に適切かつ迅速な対応ができるように、情報の流れ、連絡体制のイメージ図を作成し掲載いたしております。なお、市議会災害対応指針及び行動マニュアルについては、本定例会終了後、速やかに策定作業を進めてまいります。

以上で、議会改革推進特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） 12時を過ぎておりますが、

このまま会議を続行いたしたいと思っておりますので、御了承ください。

これから、議会改革推進特別委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○13番（原口政敏君） 我が町の財政は非常に厳しいものがございまして。令和元年度182億円の負債残高、そして、実質公債費比率は11%、さらには、将来負担比率は83.4%という数字も出ているんですよ。今、新型コロナウイルスの影響で非常に多くの会社が倒産をいたしております。さらには、多くの市民がこの影響で解雇を受けております。

我が町の財源不足は非常に深刻な問題がございまして。市長もさっきおっしゃいましたが、執行部も人件費の削減に取り組んでいるさなかでございまして。また、日置市におきましても4万8,000人の人口で22名、委員長がどこを検証されたか伺いますが、私が研修した先の福岡県糸島市におきましては人口10万に対して20人ですよ。それから、愛知県の岩倉市も議会運営委員会で調査いたしましたけれども、4万8,000人に対して15人ですよ。各市町村が削減に努力をしている最中で適正だとおっしゃった。私は適正でないと思う。どこをまず調査されたのか。

それから、委員会で財源不足が大変厳しい状況であるから、削減するという意見はなかったのかどうか。もう一つ、前は各種団体の意見を聞きましたね。それで定数を削減しましたよ。コロナの影響であると思っておりますけれども委員長、各種団体にはもう聞かないんですか。いろいろな方法があるんですよ。来てもらわなくてもいろいろな方法がある。もうこれで終わりにされるんですかね。

まず、1回目の質問をいたします。

○議会改革推進特別委員長（東 育代君） 今、原口議員から質問いただきました。調査いたしましたのは、鹿児島県内及び九州管内並びに全国の2万5,000から3万人までの類似市と比較したということでございます。本市の議員定数は平均値以下であることを確認しております。

それから、各種団体との意見交換についてですが、現状コロナ禍においては、調査、意見交換について

は困難ということでございました。

○13番（原口政敏君） 委員長、困難でしたらアンケートという方法があるんですよ。議会だけでこの会を終わりますと市民の理解は得られませんよ、委員長。得られない。アンケートを出して、それに基づいて調査する気はないですか。そうでしょう。これで終わるといったら、まず委員自ら身を切らないと駄目ですよ、委員長。厳しい財政状況なんだから。

まず自分のことを考えないで、市民のことを考えなさい、委員長。今日はまだ中間報告ですからね、もうこれ以上聞きませんけれども、最終報告で削減することを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議会改革推進特別委員長（東 育代君） アンケートのことにつきまして、委員会の中でいろいろな意見がございましたが、委員会としてはコロナ禍の中においては実施しないということでございます。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

以上で議会改革推進特別委員会の中間報告を終わります。

△日程第22 閉会中の継続審査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第22、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第23 閉会中の継続調査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第23、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続

調査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第24 議員派遣について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第24、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（下迫田良信君） この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、承認及び議決していただき、誠にありがとうございました。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して対処してまいる所存であります。

皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げます、挨拶といたします。

△閉 会

○議長（下迫田良信君） これで、令和2年第4回いちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時19分

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財源不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税交付金を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま地方自治体は、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害に対する防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方への財源対応については、いわゆる「骨太方針2018」に基づき、今年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比+1.2%と、過去最高の水準となりました。

しかしながら、現下の新型コロナウイルス感染症は世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の危機に直面しており、地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税の減収による一般財源の激減が避けがたくなっています。

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すよう、下記事項につき、地方自治法第99条に基づき国に対して意見書を提出いたします。

記

- 1 社会保障制度、防災・減災対策、環境対策、地域交通政策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。とりわけ、子育て、地域医療・介護制度の充実、児童虐待防止や生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材確保のための財政措置を的確に行うこと。
- 2 新型コロナウイルス対策として、政府が新たに予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「(同)感染症緊急包括支援交付金」については、2020年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても国の責任において十分な財政を確保すること。
- 3 地方交付税における「業務改革の取り組み等の成果を反映した算定（いわゆるトップランナー方式）」は地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なうことから、このような算定方式の廃止・縮小を行うこと。
- 4 2020年度から始まった会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行い、国において十分な財政措置をはかること。
- 5 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、人口割の是正を行うなど、林業需要の高い自治体への譲与額を増額する制度を検討すること。
- 6 地域間の財政偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国から地方への税源移譲を行うこと。また、各種税制の廃止・変更を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応をはかること。
- 7 地方交付税の財源保障および財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 8 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。また、依然として前年度を超える、4兆5,000億円強の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための
2021年度政府予算に係る意見書

新型コロナウイルス感染症対策として 3 月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、4 月以降も再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、政府の予算編成において下記事項が実現されるよう強く要請いたします。

記

- 1 OECD 諸国並みの豊かな教育を整備するために、35人以下学級を推進すること。
- 2 学校施設、教材、図書、安全対策などの子どもたちの教育環境において自治体格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。
- 3 離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。また、学校統廃合については、地域や保護者の意見を尊重して対処すること。

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第5号 国民健康保険税の引き下げを求める陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

令和2年9月23日

総務厚生委員会
委員長 福田 清 宏

いちき串木野市議会
議長 下迫田 良 信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 企業誘致について
 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 4. 行財政改革について
 5. 生活環境について
 6. 住民福祉について
 7. 健康増進について

令和2年9月23日

総務厚生委員会
委員長 福田 清 宏

いちき串木野市議会
議長 下迫田 良 信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興について
 2. 商工・交通運輸について
 3. 食のまちづくり・観光振興について
 4. 社会基盤の整備について
 5. 教育問題について
 6. スポーツ・文化の振興について

令和2年9月23日

産業教育委員会
委員長 田 中 和 矢

いちき串木野市議会
議長 下迫田 良 信 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 議員研修会
 - (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
 - (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
 - (3) 派遣期間 令和2年11月19日
 - (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員